

# 高知市議会業務継続計画

## ( 議会 B C P )

大規模災害発生時は . . .

- ◆ 自身の身の安全を最優先
- ◆ 通信手段の確保を
- ◆ 被災情報の提供は議会事務局を、  
入手は各会派代表者を通して  
【議会事務局電話番号 823 - 9400】
- ◆ 議会再開の招集に向けた体制  
づくりを

高知市議会



# 目 次

1	計画策定の目的	1
2	対応の基本方針	1
3	本計画を適用する災害	1
4	大規模災害発生時の対応指針	2
5	各フェーズごとの行動指針	3
6	各フェーズごとの行動指針一覧表	4
7	発災時の体制表	5
8	高知市議会災害対策会議の設置に関する要綱	6
9	高知市議会災害対策会議の所掌事務の処理に必要な様式を定める要綱	7
	様式第1号	8
	様式第2号	9

## 1 計画策定の目的

本市では、南海トラフ地震の発生が高い確率で危惧されており、また、台風常襲県として知られるとおり、台風や'98年の高知豪雨のような風水害により、全市的な被害をたびたび受けてきた経過があり、議会としても、災害のたびに執行部と連携しながら、その対応に当たってきたところである。

しかしながら、東日本大震災のように市域が壊滅的な被害を受けるような大規模な災害が発生した場合、議会の運営面で考えると、会期中においては会議が中断・流会し、また、告示後で開会前であれば、会議が開けないまま流会となり議案の審査が行えず、東日本大震災で問題となったように、重要な議案が首長の専決処分による対応となるなど、議会としての役割が十分に果たせない恐れがある。

また、議員が個別に執行部設置の災害対策本部に連絡等を行った結果、執行部の災害対応に支障が出たという他自治体の事例もあることから、議員自身の行動が、その後の災害対応に影響を与える可能性があることを考慮し、発災時の議員自身の行動については、一層の慎重さが求められるところである。

よって、本計画は、大規模な災害が発生した場合においても議会としての役割を適正に果たしていくこと、また、議会として、本市執行部の災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が災害対応に専念できる環境を整えていくことを目的に、議会としての対応の方針と議員の対応指針について策定するものである。

## 2 対応の基本方針

- (1) 議会は、発災時は必要に応じて高知市議会災害対策会議を置き、市災害対策本部と適宜情報を交換しながら、当該本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- (2) 議員は、前号のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組みが円滑に行われるように努める。
- (3) 市災害対策本部が災害対応に専念できるよう、緊急の場合を除き、災害情報等の提供については議会事務局を通じて、入手については所属会派代表者を通じて行う。ただし、当該災害情報等の入手において所属会派代表者と連絡が取れない場合においては、議会事務局から災害情報等を入手するものとする。
- (4) 今後の会議の運営方針、議案の取扱い等については、適宜、各会派代表者会又は議会運営委員会を開き、対応を協議する。

## 3 本計画を適用する災害

本計画は、市災害対策本部において第3次配備体制（緊急非常体制：風水害等で市内全域に大災害が発生し、又は本市で震度6弱以上の地震が発生した場合）が敷かれた場合（以下「大規模災害」という。）について適用する。

#### 4 大規模災害発生時の対応指針

##### (1) 組織としての対応指針

- ア 本会議又は委員会を開催中の場合は、議長又は委員長は会議の休憩又は延会を宣告する。
- イ 議長は、必要に応じ、高知市議会災害対策会議（以下この項において「対策会議」という。）を置き、当該会議の構成員を招集する。
- ウ 議員からの災害情報等の提供については、議会事務局が一元して受け付ける。
- エ 対策会議は、議員又は市災害対策本部から提供され又は入手した災害情報等を基に、議会としての当面の対応等について検討・協議するものとする。
- オ エに規定する災害情報等は、対策会議の構成員である会派の代表者を通じ、当該会派に所属する議員に提供するものとする。ただし、所属議員が3人未満の会派（以下このオにおいて「3人未満会派」という。）の代表者及び会派に属さない議員については、議会事務局が当該災害情報等を提供するものとし、災害情報等の提供を受けた3人未満会派の代表者は、会派に所属する議員に当該災害情報等を提供するものとする。
- カ 今後の会議の運営方針、議案の取扱い等については、代表者会又は議会運営委員会を開き、対応を協議する。
- キ 市災害対策本部が災害対応に専念できるよう協力、支援を行う。

##### (2) 議員個人としての対応指針

- ア 本会議又は委員会を開催中の場合、議員は、自身の安全を確保する行動を取り、議長又は委員長の指示に従い、安全な場所に避難する。
- イ 通信手段の確保に努める。
- ウ 自身の安否に関する情報及びイにおいて確保した通信手段について、議会事務局へ提供する。
- エ 要救助者の救助活動に協力し、及び支援する。
- オ 地域における避難所の管理・運営等への支援及び協力、当該地域や避難者からのニーズの把握等に努める。
- カ 得られた災害情報や要望等の事項については、生死に関わるなど緊急性の高いものを除き、議会事務局へ連絡する。
- キ 災害情報等の入手については、所属会派代表者から行う。ただし、所属会派代表者と連絡が取れない場合においては、議会事務局から入手するものとする。
- ク 町内会長等の役職を兼ねている議員については、兼ねた職において得た災害情報の提供についても、議員として議会事務局に提供するものとする。ただし、議員が消防団員の身分において活動する場合においては、この限りでない。
- ケ 提供した情報、要望事項等について、議員が直接市災害対策本部へ優先順位を上げるなどの交渉をすることは、救助、復興に混乱を招くことにもなりかねないことから、厳に慎むものとする。
- コ 議会再開の招集に応じられるよう、各議員において準備に取り組む。

## 5 各フェーズごとの行動指針

### (1) 第1フェーズ（発災後3時間以内）

#### 開催中の本会議又は委員会に関すること

- ア 延会又は休憩手続
- イ 自身の身の安全を確保しつつ，議長又は委員長の指示に従い避難。
- ウ 周辺の要救助者の救助

#### 議員の安否に関すること

- ア 議員自身に係るもの（家族，住居など）の安否等の確認
- イ 通信手段の確保
- ウ 議会事務局への安否情報の提供

### (2) 第2フェーズ（発災後1日以内）

#### 高知市議会災害対策会議に関すること

- ア 必要に応じ，高知市議会災害対策会議を設置
- イ 議会としての当面の対応等について検討・協議
- ウ 得られた災害情報の議員への提供

#### 議員の行動に関すること

- ア 地域の要救助者の救助
- イ 地域の被災情報の把握や避難者のニーズの収集
- ウ 把握・収集した情報（生死に関わるなど緊急性の高いものを除く。）の議会事務局への提供
- エ 地域の避難所における管理・運営への支援及び協力

### (3) 第3フェーズ（発災後3日以内）

#### 議会再開に関すること

- ア 以後の会議の方針，議案の取扱いについての協議
- イ 議会再開に係る招集への対応準備

### (4) 第4フェーズ（発災後2週間以内）

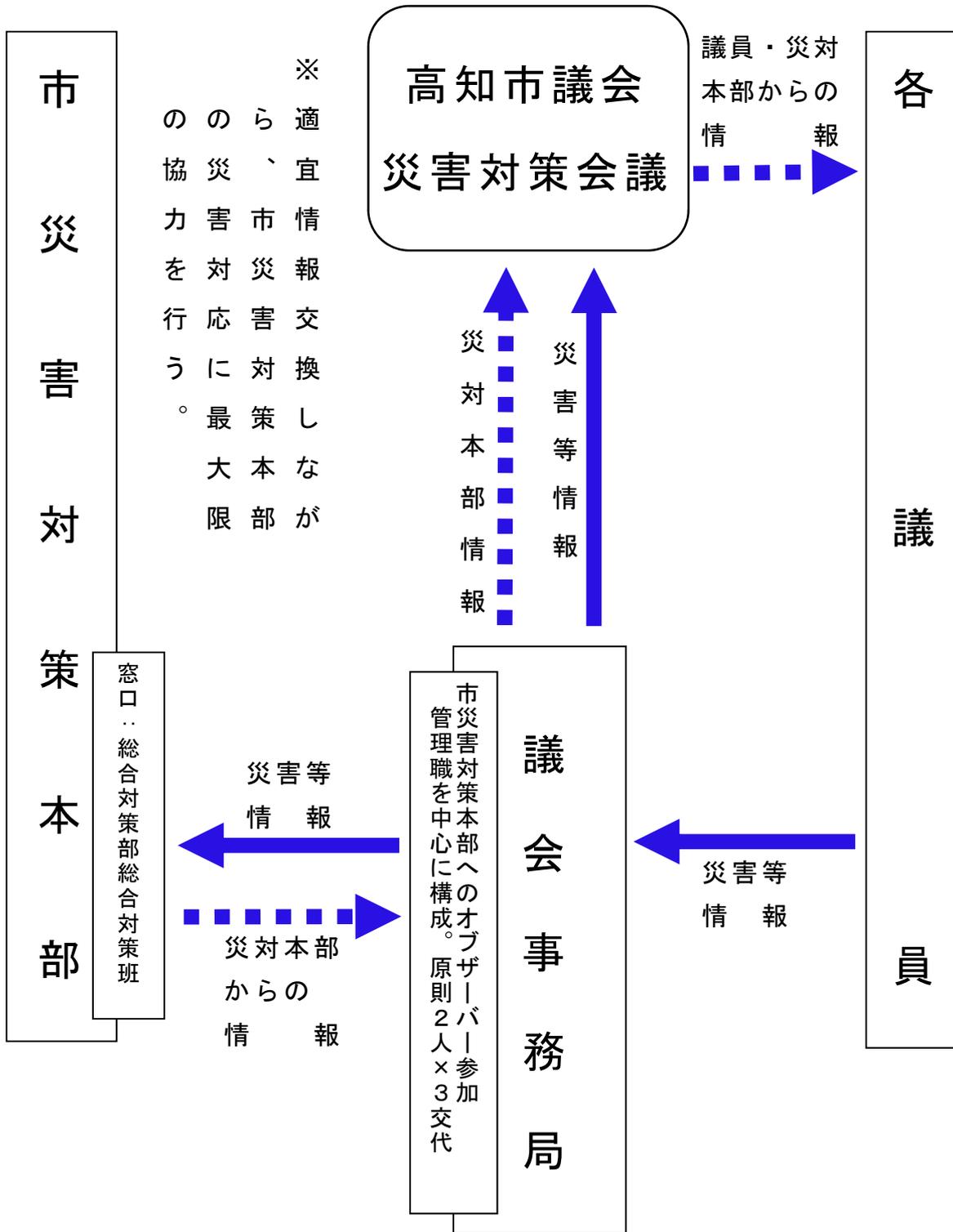
#### 復興等に関すること

- 復興等の作業等への支援及び協力

6 各フェーズごとの行動指針一覧表

	応急対策活動項目	第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月程度)
1	開催中の本会議又は委員会に関すること	ア 延会又は休憩手続 イ 自身の身の安全を確保しつつ、議長又は委員長の指示に従い避難 ウ 周辺の要救助者の救助				
2	議員の安否に関すること	ア 議員自身に関係するもの(家族、住居など)の安否等の確認 イ 通信手段の確保 ウ 議会事務局への安否情報の提供				
3	高知市議会災害対策会議に関すること		ア 必要に応じ、高知市議会災害対策会議を設置 イ 議会としての当面の対応等について検討・協議 ウ 得られた災害情報の議員への提供			
4	議員の行動に関すること		ア 地域の要救助者の救助 イ 地域の被災情報の把握や避難者のニーズの収集 ウ 把握・収集した情報(生死に関わるなど緊急性の高いものを除く。)の議会事務局への提供 エ 地域の避難所における管理・運営への支援及び協力			
5	議会再開に関すること			ア 以後の会議の方針、議案の取扱いについての協議 イ 議会再開に係る招集への対応準備		
6	復興等に関すること				ア 復興等の作業等への支援及び協力	

7 発災時の体制表



## 8 高知市議会災害対策会議の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に大規模災害により第3次配備体制（緊急非常体制）が敷かれた場合において、議員又は市災害対策本部から提供され又は入手した災害情報等（以下「災害情報等」という。）を基に、議会としての当面の対応等について検討・協議し、及び災害情報等の各議員へ提供等のため、高知市議会災害対策会議（以下「会議」という。）を置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議員及び議会事務局職員の安否の確認に関すること。
- (2) 災害情報等を基に議会としての当面の対応等について検討・協議すること。
- (3) 災害情報等を議員へ提供すること。
- (4) 市災害対策本部からの要請事項に係る対応に関すること。
- (5) その他会議の設置目的に資すると議長が認めること。

(組織)

第3条 会議は、議長、副議長及び各会派（3人以上の議員が所属する会派に限る。）の代表者（当該代表者に事故あるときは、当該代表者からあらかじめ指名された当該会派所属議員とする。以下同じ。）をもって組織する。

2 議長は、会議の事務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

4 議長及び副議長に事故があるとき、又は欠けたときは、会議に出席した代表者のうち、所属議員が最多の会派（当該会派が複数ある場合においては、その年において議員出退表示上、上位にある会派）の代表者がその職務を行う。

(設置及び解散)

第4条 会議は、本市に大規模災害により第3次配備体制（緊急非常体制）が敷かれた場合において、議長が必要であると認めたときに置くことができるものとし、議長が招集する。

2 前項の規定により会議を設置した場合において、議長は、被災の状況、市災害対策本部からの情報等から会議の設置を必要としないと認めたときは、会議を解散する。

(災害情報等の議員への提供)

第5条 第2条第3号の提供は、代表者を通じて行うものとする。ただし、所属議員が3人未満の会派（以下この条において「3人未満会派」という。）の代表者及び会派に属さない議員については、議会事務局が当該災害情報等を提供するものとし、災害情報等の提供を受けた3人未満会派の代表者は、会派に所属する議員に当該災害情報等を提供するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

## 9 高知市議会災害対策会議の所掌事務の処理に必要な様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市議会災害対策会議の設置に関する要綱（平成31年1月1日制定）（以下「会議設置要綱」という。）第4条第1項の規定により設置される高知市議会災害対策会議（以下「会議」という。）に係る会議設置要綱第2条各号に規定する会議の所掌事務の処理に必要な様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 会議に係る所掌事務の処理に係る様式については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議設置要綱第2条第1号に規定する議員及び議会事務局職員の安否の確認については、市議会議員・事務局職員安否確認票（様式第1号）によるものとする。
- (2) 会議設置要綱第2条第2号に規定する議員からの災害に係る情報の収集は、議員からの提供情報整理票（様式第2号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

## 市議会議員・事務局職員 安否確認票

<b>議員又は職員名</b>			
<b>確認に応じた者</b>	本人・家族( )・その他( )		
<b>確認方法</b>	対面・電話(携帯・自宅)・FAX・メール・その他( )		
<b>安否状況</b>	<b>本人</b>	被災無し	
		被災有り ⇒ 死亡・重体・重傷・軽傷	
		ケガの内容	
	<b>参集の可否</b>		可・否
	<b>家族</b>	被災無し	
		被災有り ⇒	配偶者 ( ) 子ども ( ) その他( ) 被災状況 ( ) ( ) ( )
<b>居宅の状況</b>	被災無し		
	被災有り ⇒ 全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他( )		
<b>現在の滞在地</b>	・ 自宅		
	・ 避難所(避難所名: )		
	・ その他( )		
<b>今後の連絡方法</b>	電話(携帯・自宅)・FAX・メール・その他( )		
	※議会事務局が把握していない電話番号の場合は、下に番号を記入すること。 ( )		
<b>特記事項</b>			
	<b>確認日時</b>	月 日 AM・PM	時
	<b>確認者名</b>		



高知市議会業務継続計画  
(議会BCP)

平成31年1月1日施行

発行 高知市議会  
住所 高知県高知市本町五丁目1番45号  
電話 088-823-9400